

再 申 入 書

令和 8 年 8 月 7 日

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第 3 高橋ビル

一般社団法人終活協議会 御中

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 13 丁目 1-10 札幌第一会計ビル 3 階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第 1 はじめに

当法人から令和 8 年 6 月 2 日付ご照会及び再申入書にて照会及び申入れを行いました件につき、同年 7 月 2 日付「回答書」（以下「回答書 2」といいます。なお、令和 8 年 2 月 27 日付の回答書につきましては、「回答書 1」といいます。）にて、ご回答いただきまして、ありがとうございます。もっとも、回答内容につき検討した結果、以下の通り、再申入れいたします。

第 2 再申入れ事項

1 コンサル費用について

- (1) 回答書 2 では、コンサル費用につき、解約の時期に応じた、コンサル費用の返還割合につき具体的な回答はしない旨回答されております。

貴社による回答によると、コンサル費用の対象となる事務は、事前指示書作成と並行して、今後発生しうるリスクを抽出・指摘し、事前の対応法の提案をしたり、事前指示書の確認、作成、整理等を内容としているところ（回答書 1 中の第 1・1 ウ）、解約時期に応じた返還割合についての記載がないため、本契約を締結した直後において解約した場合も、契約直後から上記事務

が行われていることを根拠として、8万円全額が請求されるものと解されます。

(2) しかし、契約締結後、短期間で契約が終了した場合においてもかかるコンサル費用全額を請求されるというのは、貴社に生じる平均的損害を明らかに超える金額の違約金を定める内容の条項となります。

(3) よって、当該条項は、消費者契約法9条1項1号に該当して無効ですので、使用中止または同条に反しない内容への修正を申し入れます。

2 契約書の修正について

また、回答書2では、保証料のリスク引き受け費用につき、1回でも保証人となると15万円の費用が発生する点及び、郵送費につき重複しての算定を行わない点につき回答がなされていますが、契約書の修正の際におかれましても、消費者契約法3条1項1号に基づき、解釈に疑義が生じない明確なものとなるよう修正いただけますと幸いです。

第3 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えを、令和8年9月30日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上